

障がい者（児）の補装具等に係る自己負担額の減免

1. 支援策の内容

災害により、住居が全壊、半壊又は床上浸水の被害にあった場合、著しい収入の減少があった場合に補装具・日常生活用具に係る自己負担額を減免します。

2. 対象者（要件等）

災害による被害の程度が、居住する住宅について、全壊、半壊又は床上浸水に該当する障がい者（児）若しくは収入が著しく減少した障がい者（児）等

3. 申請に必要なもの

印鑑、身体障がい者手帳、り災証明書（市で確認できる場合は不要）、マイナンバーほか

4. 申請窓口

障がい福祉課支援給付担当（TEL）084-928-1063（FAX）084-928-1730

松永保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-930-0410

北部保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-976-8803

東部保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-940-2572

神辺保健福祉課保健福祉担当（TEL）084-962-5005

新市支所保健福祉担当（TEL）0847-52-5515

沼隈支所保健福祉担当（TEL）084-980-7704

鞆支所（TEL）084-982-2660

内海支所（TEL）084-986-3111

芦田支所（TEL）084-958-2511

加茂支所（TEL）084-972-3111

水呑分室（TEL）084-956-1011

熊野分室（TEL）084-959-1236

山野分所（TEL）084-974-2001

【問い合わせ先】

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課 支援給付担当
（TEL）084-928-1063 （FAX）084-928-1730